

緊急事態宣言の期間延長について 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日（金）に県独自の「緊急事態宣言」を発出し、16日（木）には国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県に指定され、これらに基づく「緊急事態措置」の実施期間を5月6日（水）までといたしました。

この間、県民の皆様に対し、不要不急の外出・移動の自粛や「密閉」「密集」「密接」を避けていただくとともに、事業者の皆様には、休業等の協力を要請するなど、多くの皆様にご協力をいただき心より感謝申し上げます。

こうした中、本日、国において、緊急事態宣言の枠組みを5月31日（日）まで延長することが決定されました。これを受け、愛知県といたしましても、県の緊急事態宣言及び緊急事態措置の期間を5月31日（日）まで延長することといたしました。

今後とも、入院医療体制の確保、外来診療体制の充実、PCR検査体制の拡充など、医療提供体制の更なる強化に全力で取り組むとともに、県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるための取組に万全を期してまいります。

県民の皆様におかれましては、引き続き、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。

事業者の皆様におかれましても、引き続き、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等について、休業等の協力をお願いします。

また、手洗いなどの基本的な感染対策の継続はもとより、「あいちの買い物ルール」を始め多くの人が集まる場での取組や、テレワーク・時差出勤・テレビ会議など、接触機会を極力低減する取組をお願いいたします。

県民・事業者の皆様と、オール愛知で、この感染症を克服し、安心な日常生活と、活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、今一度、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2020年 5月4日

愛知県知事 大村 秀章